

平成14年2月21日
企業会計基準委員会

自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準等の公表

企業会計基準委員会では、平成13年6月及び11月の商法改正を受け、自己株式及び法定準備金の取崩等の会計処理について検討してまいりましたが、平成14年2月15日開催の第9回企業会計基準委員会で以下の会計基準及び適用指針を承認しましたので、本日公表いたします。

公表する会計基準及び適用指針

企業会計基準第1号 「自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準」

企業会計基準適用指針第2号 「自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準適用指針」

企業会計基準適用指針第3号 「その他資本剰余金の処分による配当を受けた株主の会計処理」

会計基準及び適用指針の概要

自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準及び適用指針

資本の部の区分

- 資本の部を資本金、資本剰余金、利益剰余金及びその他の項目に区分し、資本剰余金を資本準備金とその他資本剰余金に、利益剰余金を利益準備金、任意積立金及び当期末処分利益に区分する。個別財務諸表における資本の部の表示は以下の例による。

新	旧
資本金	資本金
資本剰余金	資本準備金
1. 資本準備金	利益準備金
2. その他資本剰余金	再評価差額金
(1) 資本金及び資本準備金減少差益	その他の剰余金
(2) 自己株式処分差益	1. その他の資本剰余金
利益剰余金	2. 任意積立金
1. 利益準備金	3. 当期末処分利益
2. 任意積立金	その他有価証券評価差額金
3. 当期末処分利益	資本合計
土地再評価差額金	
その他有価証券評価差額金	
自己株式	
資本合計	

自己株式の会計処理及び表示

自己株式の取得及び保有

- 取得した自己株式は、取得原価をもって資本の部から控除する。
- 期末に保有する自己株式は、資本の部の末尾に自己株式として一括して控除する形式で表示する。

【参考】従来、自己株式は、資産の部に計上されていた。

(注：平成13年10月1日以後終了する事業年度については、財務諸表等規則において、資本の部の控除とされている。)

自己株式の処分

- 自己株式処分差益は、その他資本剰余金に計上する。
- 自己株式処分差損は、その他資本剰余金から減額し、減額しきれない場合は、利益剰余金のうち当期未処分利益から減額する。

【参考】従来、自己株式売却損益は、損益計算書の営業外損益に計上されていた。

自己株式の消却

- 自己株式を消却した場合、減額する資本項目（その他資本剰余金、当期未処分利益）については、取締役会等の会社の意思決定機関で定められた結果に従い、消却手続が完了したときに会計処理する。

【参考】従来、減額する資本項目は商法上の手続ごと（資本準備金による消却、利益（未処分利益）による消却）に定められていた。

資本金及び法定準備金の取崩の会計処理及び表示

資本金及び資本準備金の取崩によって生ずる剰余金

- 資本金及び資本準備金の取崩によって生ずる剰余金は、取崩の法的手続が完了したときに、その他資本剰余金に計上する。

【参考】従来、資本金の取崩による減資差益は資本準備金に計上されてきたが、商法改正により、資本準備金に計上されなくなった。また、資本準備金の取崩は、今回の商法改正で制度化された。

資本剰余金と利益剰余金の混同の禁止

- 資本剰余金の各項目は利益剰余金の各項目と混同してはならない。したがって、資本剰余金の利益剰余金への振替は原則として認められない。
- その他資本剰余金の処分量は、当期未処分利益の処分量と混同してはならない。

【参考】今回の商法改正により、その他資本剰余金（資本金及び資本準備金の取崩によって生ずる剰余金及び自己株式処分差益）が配当可能限度額に含まれるようになったため、その利益剰余金への振替が会計的に認められるかが論点になった。また、同様にその他資本剰余金の処分量と未処分利益の処分量を区分すべきかが論点になった。

開示

- その他資本剰余金の処分を行った場合、個別財務諸表における利益処分計算書には、当期末処分利益の処分に加え、その他資本剰余金の処分を設ける。利益処分計算書の表示は以下の例による。

新	旧
<u>当期末処分利益の処分</u> 当期末処分利益 利益処分類 利益準備金 配当金 役員賞与金 任意積立金 その他 次期繰越利益	当期末処分利益 利益処分類 利益準備金 配当金 役員賞与金 任意積立金 その他 次期繰越利益
<u>その他資本剰余金の処分</u> その他資本剰余金 その他資本剰余金処分類 配当金 その他 その他資本剰余金次期繰越高	

適用時期及び経過措置

- 本会計基準及び適用指針は、平成14年4月1日以後適用する。
- 資本の部の区分及び開示に関しては、平成14年4月1日以後開始する事業年度等から適用する。平成14年3月31日以前に開始する事業年度等で平成14年4月1日以後に終了する事業年度等においては、早期適用することが望ましい。

その他資本剰余金の処分による配当を受けた株主の会計処理に関する適用指針

その他資本剰余金の処分による配当等を受けた株主の会計処理

- 株主が資本剰余金の区分におけるその他資本剰余金の処分による配当を受けた場合、配当の対象となる有価証券が売買目的有価証券である場合を除き、原則として配当受領額を配当の対象である有価証券の帳簿価額から減額する。

【参考】商法改正により、その他資本剰余金が配当可能限度額に含まれることになったため、その他資本剰余金の処分による配当を受けた株主の会計処理が論点になった。

以 上